

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政・能力開発課)
- ◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(七件)(農村整備課)  
土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(四件)( )  
保安林の指定の解除(二件)(森林保全課)
- ◇公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく公開による聴聞(防犯少年課)
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

### 公布された規則のあらまし

- ◇ 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
  - 一 訓練手当支給対象者に永住帰国した中国残留邦人等の親族等を加えることとした。(第三条関係)
  - 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第一号

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「中華人民共和国からの引揚者」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十号の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等」に、「引き揚げた」を「永住帰国した」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第九十九号

鳥取市が行う土地改良事業(集落環境整備事業上原地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十号**

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）向国安地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十一号**

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）馬場地区農業用排水及び農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十二号**

鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業東郷地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十三号**

若桜町が行う土地改良事業（非補助事業上高野地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十四号**

智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）久志谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十五号**

智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）久志谷地区農業用用

排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

鳥取市が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)松上地区区画整理)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

国府町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)三代寺地区区画整理)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十八号**

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）谷長瀬地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十九号**

智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（営農活性化）南方地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する

同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字二ツ山二〇九〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字来見野字芳原一三一七の二七

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成七年二月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

一 聴聞の期日及び場所

平成七年三月一日 午前十一時

鳥取市東町一丁目三二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市皆生一、九七六一六

有限会社川崎観光

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年2月17日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

- 鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。
- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
  - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	ア	平成7年3月3日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市概町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
		平成7年3月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者
		平成7年3月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭 の各警察署の管内に居住す る者

- 3 講習時間及び講習科目
- (1) 講習時間
    - ア 初心者講習 4時間30分
    - イ 経験者講習 3時間
  - (2) 講習科目
    - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
    - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
  - 4 考査
    - 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
  - 5 受講申込手続
    - 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料
    - ア 初心者講習 5,700円
    - イ 経験者講習 2,200円
  - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品  
筆記用具及び印鑑

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成7年3月3日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年2月17日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○ 法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

1 届出者の名称  
株式会社三幸

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

エキサイティングタウン丸合境港店

境港市浜ノ町20-1

3 閉店時刻

午後10時

4 休業日数

年間3日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】